



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 北海道大学法学会記事                                                                        |
| Citation         | 北大法学論集, 61(6), 201-202                                                            |
| Issue Date       | 2011-03-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/45120">https://hdl.handle.net/2115/45120</a> |
| Type             | other                                                                             |
| File Information | HLR61-6_007.pdf                                                                   |



## 北海道大学法学会記事

二〇一〇年一〇月二八日（木）午後三時より

「正戦論ルネッサンス?」…国際秩序の基本構造から見た正義と公共性」

報告者 郭 舜  
出席者 三三名

国際社会において近年見られるような、公共性と正義を掲げて個別적인なされる武力行使は、どのような原理に基づいているのか。また、それを国連に代わる制度的選択肢として正当化する余地はあるか。

（一）近時の〈新たな正戦論〉は刑罰戦争の正当化論である…「対テロ戦争」の名の下に行われたアメリカ合衆国のアフガニスタンおよびイラクに対する武力行使は、国際法上の合法性をめぐる議論を引き起こした。それは、これらの武力行使が多少

の違いはあれ実定国際法規則と適合しない側面を有していたからである。同様に国際法上の合法性が争われた事例として、旧ユーゴスラヴィアにおけるコソヴォ紛争の際の北大西洋条約機構（NATO）軍による武力行使の例がある。対テロ戦争とコソヴォにおける人道的干渉という二つの武力行使を正当化した論理を〈新たな正戦論〉と呼べば、その奥底には不正行為の処罰という刑罰的な思考が宿っている。

（二）刑罰戦争は〈戦争後の法〉の要求に応えられず、現実には正当化しえない…刑罰的な一方的武力行使は理論的には正当化しうる。個別の処罰は相応しい者に相応しい限度で科される必要がある。また、刑罰制度の運用としては、二重基準は許されず、負担を他国に共有させる場合には精確性・効率性・信頼性の条件を満たさなければならない。これらの条件を満たすならば、理論的には刑罰としての一方的武力行使を行い、その負担を他国に共有させるということも正統である。

ここで刑罰的な武力行使が政治指導者に対するものとならざるをえないということが問題となる。政治指導者に対する処罰を意図した武力行使は、その除去を目的とせざるをえない。ところが、政治指導者を除去すれば、その統治下にあった領域において政治的空白が生ずる。〈新たな正戦論〉に基づく武力行

使が正統性を標榜するならば、これを放置することはできない。それが《戦争後の法》の要求である。

ところが、このような《戦争後の法》の要求に應えるためには、国連を通じた国際社会全体の関与・協力が不可欠である。なぜならば、統治の再建という課題は長期的な関与を必要とするが、一国家あるいは少数の国家の間でそれを確保することは困難だからである。国家行動は国内の有権者の意向に左右されるものであり、軍事的・財政的な負担の大きさから中途で撤退が求められる可能性がある。これは刑罰としての一方的武力行使という制度が信頼性を欠いていることを意味し、正当化のための条件が充足されないことになる。

(三)《戦争後の法》の要求に應えうるのは国連憲章体制による平和の行政的管理である。国際社会全体の関わりによってのみ《戦争後の法》の要求に應えうるとするならば、国連はその結節点を成す。その活動は広い意味での行政の概念によって特徴付けることができる。ここで行政とは、規範的に指示された一定の事実状態の創出を目指す公共的な活動を指す。国連は紛争の監視・予防から平和構築までの多面的な活動の担い手であるが、そこには紛争に対する全体論的で継続的な関わりが見られる。

国連憲章体制における平和の行政的管理の中心は安全保障理事会にある。安全保障理事会の活動は、それが担う平和の全体論的・継続的な管理という公共的な目的によって正当化され、また一定の集団的な意思決定手続によって憲章上の合法性が与えられる。それは形式的な正統性を有するだけでなく、その実践全体が事務総長など他の国連機関や加盟国集団との対話的關係の中で一定の答責性が確保されうるという点でも政治的に正統である。

国連憲章体制は安全保障理事会の常任理事国の政治的意思の弱さをはじめとする問題を抱えてはいるものの、分権的な国際社会において対立競合する諸価値を調停し合意を形成する場としてこれ以上のものを求めるのは困難であり、改革へ向けた努力の継続を条件としてそれをあくまで固守することが支持される。